

(2) 生涯学習の推進

現状と課題

今日の生涯学習を取り巻く環境は、社会環境や生活環境の変化に伴い、多種多様化し、幅広く学習できる環境が求められています。

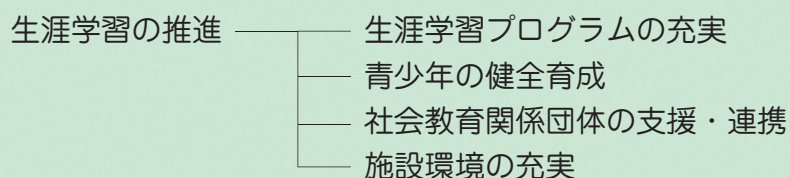
本町では、子ども講座や子ども体験学習、町民講座や生き生き大学など、各世代において事業を展開しており、参加者の自己研鑽や生きがいづくりなどに役立てられています。

これからも、子どもから高齢者まで町民のだれもが生涯にわたって学習できる環境づくりを進めることはもとより、事業の見直しを含め、より活動内容の充実を図るため、総合コミュニティセンター及び各分館を活用した事業の展開、また、その時々にあった事業内容等が求められています。

計画の方向性

あらゆる世代の町民ニーズを把握し、魅力ある講座づくり、事業見直し等を含め内容の充実を図ります。

施策の体系



施策の概要

①生涯学習プログラムの充実

- 町民ニーズを反映させ、事業の見直しや拡充を行い、魅力ある講座づくりに努めます。
- 子どもから高齢者まで、町民の誰もが参加できるよう、地域に根差した生涯学習の振興を図ります。

②青少年の健全育成

- 学校と地域との連携強化により、学校・家庭・地域が一体となってふるさと学習やあいさつ運動など推進するとともに、地域ぐるみで子どもを育てる体制を充実させます。
- 様々な体験活動を通し、子どもたちの「生きる力」を育むため、体験プログラムの充実等に努めます。

③社会教育関係団体の支援・連携

- 社会教育関係団体の自主活動を支援し、連携強化を図り、地域づくり団体や健康づくり推進団体、福祉団体等との連携を深め、積極的な活動展開が図れるよう努めます。

④施設環境の充実

- 地域の各施設が安全・安心で、利用しやすいような環境づくり、維持管理に努めます。
- 総合コミュニティセンターでは、図書館と子どもの広場との相互連携による子どもたちの学びの場の提供を図るとともに、中央公民館として多くの町民が集えるよう地域間交流の場の提供に努めます。



芦北町総合コミュニティセンター完成予想図

3. 文化・芸術・国際交流の推進

(1) 文化・芸術の振興

現状と課題

文化・芸術の振興は、創造力や表現力を育み、心豊かな生活と文化の薫り高い地域社会の形成に繋がります。

また、平成29年の文化芸術基本法施行に伴い、文化芸術のみならず観光・まちづくり・福祉・教育・産業等、文化芸術と関連する分野を絡めた施策を展開することが求められています。

今後も、町民の自主的な文化芸術活動への参加や様々な文化芸術を鑑賞出来るような環境を整備する必要があります。

計画の方向性

本町においては、芦北町演能会薪能公演や星野富弘美術館での詩画公募展開催など特色ある文化政策を推進しており、今後も文化芸術に触れる機会の創出を図ります。

また、町民の文化芸術活動を促すための支援を行い、文化意識の向上につなげます。

施策の体系

文化・芸術の振興 ———— 文化・芸術活動の支援
文化・芸術事業の充実

施策の概要

①文化・芸術活動の支援

- 各種大会や発表会に出場しやすい環境を整備するため、九州大会及び全国大会へ参加する個人及び団体に対し支援を行い、芸術文化活動の活性化を促します。
- 個人・団体の芸術文化活動発表の場として芦北町文化祭を開催し、芸術文化活動参加者の裾野を広げます。

②文化・芸術事業の充実

- 芦北町演能会や芦北町音楽祭、演奏家派遣事業など高い芸術性を持つ文化イベントを開催し、一流の芸術活動を観賞する機会を提供します。また、これらのイベントへの参加、出演など、町民が文化芸術を身近に感じ取れるよう取組み、文化芸術活動への興味、関心を高めます。
- 星野富弘美術館では、町内小中学校への美術館教育普及メニューの提供やまちなか美術展など地域に根差した活動を促進するとともに、富弘美術館（群馬県みどり市）との連携を強化し、特色ある美術館として内容の充実に努めます。また、施設機能を充実し、来館者の利便性の向上を図ります。



演能会

(2) 文化財の保存と活用

現状と課題

本町には国史跡『佐敷城跡』をはじめ、国登録有形文化財『赤松館』や県指定重要文化財『天下泰平銘鬼瓦』のほか、『棒おどり』や『臼太鼓踊り』などの郷土芸能といった多種多様な文化財が継承されており、指定文化財の数は83件を数えます。

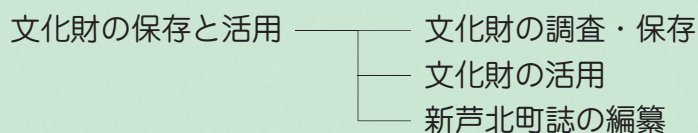
近年、少子・高齢化や過疎化、地域コミュニティの希薄化により郷土芸能の後継者不足が顕著で、継承が難しくなっています。また、台風や地震、局地的豪雨など自然災害により文化財が被災するケースも発生するなど、文化財を保存する上で大きな課題となっています。

計画の方向性

国史跡『佐敷城跡』や郷土芸能など町内に存在する有形・無形の文化財の適切な維持管理に努めるほか、保存継承につなげるために情報発信や普及啓発を推進し、併せて公開・活用に向けての取組を進めます。

現在、編纂中の「新芦北町誌」については、刊行後、地域住民の郷土愛を育む資源として活用します。

施策の体系



施策の概要

①文化財の調査・保存

- 国史跡佐敷城跡は、「佐敷城跡保存管理計画」に沿って適切な樹木管理や石垣カルテ導入の検討など自然災害への対策を整備するほか、佐敷城の前身である佐敷東の城跡の発掘調査を実施し、学術研究を総合的に進めていきます。
- 周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に対し、事業者や関係機関と連携し埋蔵文化財の破壊防止に努めます。
- 指定文化財管理者及び郷土芸能保存団体の保存継承活動に対する支援を積極的に行うほか、未指定文化財については文化財指定を推進し、保護を図ります。

②文化財の活用

- 県が作成する文化財保存活用大綱策定後に、地域の文化財の総合的な保存活用を図るため、文化財保存活用地域計画の策定に取り組めます。
- 文化財を公開する環境の向上を図るため、案内板設置や周遊ルートの設定など、指定文化財や薩摩街道の周辺整備を一体的に推進します。
- 総合コミュニティセンター内に設置する歴史資料展示室で、町内遺跡出土物を中心とした展示を行い、郷土史への理解につなげるとともに町民共有の財産として保管します。

③新芦北町誌の編纂

- 郷土芦北に対する理解と愛着を深めるため、原始・古代の時代から現在までの歴史的変遷の過程や固有の生活文化、町勢及び自然環境を総括した「新芦北町誌」を編纂し、ダイジェスト版と通史編を刊行します。



佐敷城跡

(3) 国際交流の推進

現状と課題

本町では、国際交流協会と連携して、海外派遣事業を実施し、これまで英国へ48人（中高校生）、カンボジア王国へ124人（小中高校生）派遣しています。また、カンボジアへ学校を贈る活動として、現在6校目を建設中で、引き続き7校目建設のための募金活動を行っています。

今後も民間団体の活動を支援するとともに、町民に外国の文化に触れる機会を積極的に創出し、世界に開かれた地域社会の形成に努める必要があります。とりわけ、人材育成の観点から青少年に対する国際理解の深化を図ることは重要となっています。

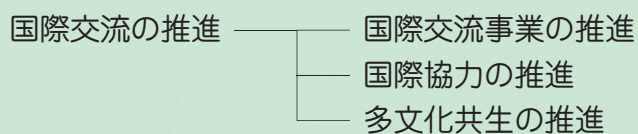
また、海外技術研修員などの外国人居住者や外国人旅行者が増えており、多文化共生を推進する事が必要となってきています。

計画の方向性

関係機関と連携して、多くの子どもが海外の人々と交流できる環境づくりを推進し、グローバルな人材の育成を目指します。

また、多様化するニーズへ対応するため、多文化共生への推進を図っていきます。

施策の体系



施策の概要

①国際交流事業の推進

- 青少年期から異文化理解を深めるため、海外派遣等の交流事業を推進します。
- 国際理解教育の推進を図るため、ＩＣＴなど新たな技術を使い、積極的に海外の人々と交流できる環境づくりを図ります。
- 国際交流員を活用して、異文化交流を推進します。
- 国際交流協会の活動に対して支援します。

②国際協力の推進

- ＪＩＣＡ（国際協力機構）、熊本県国際協会、協力隊を育てる会などと連携を深め、青年海外協力隊員の育成など、国際協力の推進体制づくりに努めます。
- カンボジア王国などの開発途上国に対し国際情勢の変化に対応した支援を図ります。

③多文化共生の推進

- 海外からの渡航者や居住者が安心して過ごせる環境の整備に努めます。
- 外国人向け総合窓口や申請書類等の多言語化など行政サービスの充実を図ります。
- やさしい日本語の活用など誰もが利用しやすい行政サービスに努めます。
- 外国人居住者と地域の交流の場を設け、お互いに住み良い地域づくりを目指します。



芦北ひまわり第5学校訪問（カンボジアスタディーツアー）

第4節 暮らしを支える基盤づくり

1. 環境と防災 に配慮した社会基盤づくり

(1) 適正な土地利用に基づく社会基盤の維持整備

現状と課題

本町では、「都市計画区域マスタープラン」に基づき、適正な土地利用を推進しています。しかし、町土の大部分を林野が占めていることから平地が少なく、土地の有効活用による都市形成を図る必要があります。

また、自然環境の保全に配慮しながら、住民の健康で豊かな生活を確保するため、創意工夫と積極的な社会基盤の維持・整備を図る必要があります。自然環境と土地開発のバランスのとれた地域社会を実現するため、住民・企業・行政が連携しながら地域の特性に適合した土地利用を促進することが求められます。

計画の方向性自然環境の保全を図りながら、適正な土地利用を促進するとともに、社会基盤の維持・整備に努めます。

施策の体系

適正な土地利用に基づく
社会基盤の維持整備

適正な土地利用の推進
自然と開発のバランスのとれた
土地利用の推進

施策の概要

① 適正な土地利用の推進

- 地域の特性を活かし、環境との調和を図りながら土地の有効活用を促進し、計画的な都市形成に努めます。

② 自然と開発のバランスのとれた土地利用の推進

- 豊かな自然環境と多様な生態系の保全に努めるとともに、自然と開発のバランスのとれた土地利用を図ります。

(2) 交通基盤の整備

現状と課題

本町を縦貫する南九州西回り自動車道と、これに並行するように南北に走る国道3号は、町民の生活のみならず経済活動や観光面においても重要な役割を担っています。

高速交通においては、九州自動車道と連絡する南九州西回り自動車道の更なる整備促進が求められます。

国道・県道・町道の整備については、地域内や地域間の交流を向上する上で重要な社会基盤であることから、今後も整備を促進するとともに、老朽化した橋梁・トンネルなど道路の維持補修については安全対策を優先し、計画的かつ確実に推進していく必要があります。

さらに近年、局地的集中豪雨が多発しており、予期せぬ災害時の交通ネットワークの確保が重要であり、計画的に整備していく必要があります。

計画の方向性

南九州西回り自動車道は平成31年3月に水俣ICが開通し、本町では、整備促進の要望活動とアクセスのための幹線道路の整備に取り組めます。地域住民の経済活動の促進と安全確保のため計画的な町道の維持補修や整備に努めるとともに、国道・県道及び広域ネットワーク道路の整備に向け、国・県・関係市町村と連携をとりながら建設促進を図ります。また、町道等の冠水対策として、排水路等の改修や排水施設の維持管理、機能向上を検討します。

施策の体系

